

茂原市まちづくり条例についての基本的な考え方（H25.8.8）

項目	H25.8.6 運営委員会	H25.7.9 全体会
名称	<p>この条例の名称は、「茂原市まちづくり条例」とします。</p> <p>【提案理由】</p> <p>「自治基本条例を考える市民の会」では、文字どおり「自治基本条例を考える」ところから検討をスタートしました。</p> <p>しかしながら、「自治基本条例」という言葉はなじみが薄く、市民への浸透を図るためには、なじみやすい言葉の方がいいのではないかという意見がありました。</p> <p>提案した名称以外にも、以下のような案がありました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「茂原市自治基本条例」 ・「共生と共創のまちづくり条例」 ・「みんなでまちづくり条例」 ・「福祉のまちづくり条例」 ・「ひとにやさしいまちづくり条例」 ・「みんなでつくろう茂原まちづくり条例」 ・「市民参画と協働のまちづくり条例」 ・「茂原市まちづくり基本条例」 ・「茂原市みんなのまちづくり条例」 	<ul style="list-style-type: none"> ・茂原市民でまちづくり条例 ・茂原市自治基本条例

茂原市まちづくり条例についての基本的な考え方（H25.8.8）

項目	H25.8.6 運営委員会	H25.7.9 全体会
前文	<p>前文には以下のような内容を盛り込むこととする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茂原市の経緯 7市町村の合併 ・バブル経済がはじけ、経済が低迷し、これまでのまちづくりでは立ち行かなくなったこと ・中心市街地はシャッター街化してしまっている ・そのような中、いかにして持続可能なまちを次の世代に手渡していくかの決意表明 ・若者世代は「足による投票」で居住地域を選ぶ。魅力あるまちづくりにする必要がある ・少子高齢化だが、団塊の世代が地域に戻ってくる。保守的で現状肯定だが、いかにまちづくりに興味と関心を持ち、参加してもらうか ・自助で補えない部分をカバーする互助・共助、それでも補えない部分を公助が補完する ・市民憲章では「私たち茂原市民は～まちにします」とうたっている。 ・条例によって市民の自立、市民が動くきっかけ、議会と行政の役割の明確化、しくみの整備 ・市民に分かりやすい前文にする必要がある ・個人個人が考え、自ら行動 	<p>茂原市は、基本理念を「まもり・そだて・つたえよう一人・自然・文化のかがやき」とし、目指すべき将来都市像を「ゆたかな暮らしをはぐくむ自立拠点都市もばら～人・自然・文化の『共生』と『共創』をめざして～」と掲げ、バランスのとれた産業構造と恵まれた生活環境など、個性をより伸ばし、魅力あるまちづくりを進めるとしています。</p> <p>まちづくりの推進にあたっては、市民相互間とはもとより、市民と行政、さらには企業等との役割分担の下で、「自分たちの暮らす茂原の人・自然・文化について自ら考え、自ら参加し、ともに創りあげていく」というパートナーシップの精神を基本とした「共生」と「共創」のまちづくりを進めていくとしています。</p> <p>まちづくりは、市民一人ひとりが自ら考え、行動することによる「自治」が基本です。</p> <p>わたしたち市民は、「情報共有」の実践により、この自治を「協働」で実現することを目指して、ここに茂原市のまちづくりの理念を明らかにし、日々の暮らしの中でよろこびを実感できるまちをつくるため、この条例を制定します。</p>

茂原市まちづくり条例についての基本的な考え方（H25.8.8）

項目		H25.8.6 運営委員会	H25.7.9 全体会
総則	目的	この条例は、茂原市のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、市及び <u>議会の責務</u> 、市民の権利と <u>役割</u> を明らかにし、自治の仕組みを制度として定めることにより、茂原市独自の自治の推進及び確立を目指すことを目的とします。	この条例は、茂原市のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、市及び市民の権利と責任を明らかにし、自治の仕組みを制度として定めることにより、茂原市独自の自治の推進及び確立を目指すことを目的とします。
	条例の位置付け	この条例は、茂原市の自治の基本を定めるものであり、市民、市及び <u>議会</u> は、この条例を遵守し、この条例に定められた役割、責務などに従い、自治を推進します。 市は、他の条例、規則などの制定改廃にあたっては、この条例に定める事項との整合性を図ります。	この条例は、茂原市の自治の基本を定めるものであり、市民及び市は、この条例を遵守し、この条例に定められた役割、責務などに従い、自治を推進します。 市は、他の条例、規則などの制定改廃にあたっては、この条例に定める事項との整合性を図ります。
	定義	この条例において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによります。	この条例において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによります。
	市民	<u>市内</u> に居住し、通勤し、または通学する個人及び <u>市内</u> において事業または活動を行う個人または法人その他の団体を言います。	市の区域内に居住し、通勤し、または通学する個人及び市の区域内において事業または活動を行う個人または法人その他の団体を言います。
	市	市長その他の執行機関（教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員）及び <u>これに属する職員</u> を言います。	市長その他の執行機関（教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員）を言います。
市民自治	自らの地域をよくするために、自分たちで考え、まちづくりの決定に関与し、行動していくことを言います。	自らの地域をよくするために、自分たちで考え、まちづくりの決定に関与し、行動していくことを言います。	

茂原市まちづくり条例についての基本的な考え方（H25.8.8）

項目	H25.8.6 運営委員会	H25.7.9 全体会
まちづくり	誰もが住み続けたいと思う、魅力あふれる豊かな茂原市にしていくための、あらゆる活動及び事業を言います。	誰もが住み続けたいと思う、魅力あふれる豊かな茂原市にしていくための、あらゆる活動及び事業を言います。
地域コミュニティ	（条例本文で定義しているため削除） ・市民は、自治会、NPO、ボランティア団体等の多様な集団（以下「地域コミュニティ」という。）が、市民によるまちづくりの担い手であることを認識し、積極的にその活動に参加するように努めるものとしします。	互いに助け合い、人にやさしい地域社会、豊かな暮らしを築くことを目的として自主的に結ばれた自治会、NPO 法人、ボランティア団体など多様な組織を言います。
協働	市民、市及び議会が、それぞれの役割及び責務のもと、お互いの自主性及び自立性を尊重し、十分な協議と理解のうえ、目的を共有し、対等な立場で提携し、協力して活動することを言います。	市民、議会及び市が、それぞれの役割及び責務のもと、お互いの自主性及び自立性を尊重し、十分な協議と理解のうえ、目的を共有し、対等な立場で提携し、協力して活動することを言います。
参加	市民が、まちづくりにおいて、市及び議会の計画立案段階からその実施あるいはその評価について積極的に意見を述べ、行動に加わることを言います。	市民は、まちづくりに積極的に加わるだけでなく、市及び議会の政策・立案やその実施あるいはその評価について意見を述べ、行動に加わることを言います。

茂原市まちづくり条例についての基本的な考え方（H25.8.8）

項目	H25.8.6 運営委員会	H25.7.9 全体会
まちづくりの基本原則	<p>市民が主体となり、まちづくりを推進するための基本原則を次のとおり定めます。</p> <p><u>（１）情報共有の原則</u></p> <p><u>（２）市民参加の原則</u></p> <p><u>（３）協働の原則</u></p>	<p>市民が主体となり、まちづくりを推進するための基本原則を次のとおり定めます。</p> <p>（１）市民参加の原則</p> <p>（２）協働の原則</p> <p>（３）情報共有の原則</p>
市民参加のまちづくり	<p>市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参加する権利を有しています。</p> <p>市民は、<u>市及び議会</u>が保有する市政に関する情報について、知る権利を有しています。</p> <p>市民によるまちづくりの活動は、自主性と自立性が<u>尊重されなければなりません</u>。</p>	<p>市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参加する権利を有しています。</p> <p>市民は、市議会及び市が保有する市政に関する情報について、知る権利を有しています。</p> <p>市民によるまちづくり活動は、自主性と自立性が尊重され、保障されなければなりません。</p>
	<p>市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、積極的にまちづくりに参加するよう努めます。ただし、その参加を強制されることがあってはなりません。また、参加しなかったことに対して不利益を被りません。</p> <p>市民は、参加にあたっては、自らの発言と行動に責任を持つように努めます。</p>	<p>市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、積極的にまちづくりに参加するよう努めます。ただし、その参加を強制されることがあってはなりません。また、参加しなかったことに対して不利益を被りません。</p> <p>市民は、参加にあたっては、自らの発言と行動に責任を持つように努めます。</p>
	<p>市は、まちづくりの計画・実施・評価の各段階において、市民が提言や意見を出しやすく、参加しやすい多様な機会を提供します。</p> <p>市は、市民の意見や提言を求め、<u>多角的かつ総合</u></p>	<p>市は、まちづくりの計画・実施・評価の各段階において、市民が提言や意見を出しやすく、参加しやすい多様な機会を提供します。</p> <p>市は、多様な方法を用いて市民の意見や提言を求</p>

茂原市まちづくり条例についての基本的な考え方（H25.8.8）

項目	H25.8.6 運営委員会	H25.7.9 全体会
	<p><u>的に検討した上で、これを市政の運営に反映するよう努めるものとします。</u></p>	<p>め、これを市政の運営に反映するよう努めなければなりません。</p>
<p>子どもの参加の機会の保障</p>	<p>市民及び市は、子どものころから自らのまちに愛着と誇りを持つよう、<u>子どもがまちづくりに参加しやすい機会</u>を設けるよう努めなければなりません。</p>	<p>市民及び市は、子どものころから自らのまちに愛着と誇りを持つよう、子どもが参加しやすいまちづくりの機会を設けるよう努めなければなりません。</p>
<p>総合計画等</p>	<p>※「行政運営の基本原則」に移動</p> <p>市は、<u>まちづくりを行うため</u>、総合計画を策定し、その実現を図ります。その策定および実施にあたっては、中長期的な視野に立ち、人口の推移や財政の見通しと整合性を図るものとします。</p> <p>市は、他の重要な計画の策定にあたっては、総合計画との<u>整合性を図るものとします。</u></p> <p>市は、総合計画および他の重要な計画の策定に際しては、市民が<u>参加</u>するために必要な措置を講じます。</p> <p>市の政策は、法令の規定によるもの、緊急を要するもの又は著しい社会情勢の変化によるものを除き、総合計画に根拠を有するものでなければなりません。</p> <p>市長は、総合計画に基づく事業について、適切に進行管理を行い、その状況を市民に公表し<u>ます。</u></p>	<p>市は、総合的かつ計画的なまちづくりを行うため、総合計画を策定し、その実現を図ります。その策定および実施にあたっては、中長期的な視野に立ち、人口の推移や財政の見通しと整合性を図るものとします。</p> <p>市は、他の重要な計画の策定にあたっては、総合計画との整合を図らなければなりません。</p> <p>市は、総合計画および他の重要な計画の策定に際しては、市民が参画するために必要な措置を講じなければなりません。</p> <p>市の政策は、法令の規定によるもの、緊急を要するもの又は著しい社会情勢の変化によるものを除き、総合計画に根拠を有するものでなければなりません。</p> <p>市長は、総合計画に基づく事業について、適切に進行管理を行い、その状況を市民に公表しなければなりません。</p>

茂原市まちづくり条例についての基本的な考え方（H25.8.8）

項目	H25.8.6 運営委員会	H25.7.9 全体会
意見等の公募	<p>市は、まちづくりに関する重要な計画の策定や政策等の実施および変更等を実施しようとするときは、その検討過程において、<u>適切な方法により</u>市民の意見等を公募するとともに、その意見を<u>尊重します</u>。</p> <p>市長は、意見公募等の仕組みの充実に努めるとともに、公募の結果を市民に分かりやすく公表するよう努め<u>ます</u>。</p>	<p>市は、まちづくりに関する重要な計画の策定や政策等の実施および変更等を実施しようとするときは、その検討過程において、パブリックコメントなどの適切な方法により市民の意見等を公募するとともに、その意見を尊重しなければなりません。</p> <p>市長は、情報公開、意見公募等の仕組みの充実に努めるとともに、その結果を市民に分かりやすく公表するよう努めなければなりません。</p>